



**「ビジネス用動画生成・編集
および活用支援サービス等業務」
に係る事前確認公募**

公 募 要 領

2025 年 6 月 23 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）では、機構の職員が外部動画制作・編集業者への委託によらず、内製による動画生成・編集・活用を可能とするための基盤を構築し、その基盤の利用を前提に、機構における広報・マーケティング・採用および役職員向けの動画コミュニケーションを継続して効果的におこなうためクラウド型 SaaS サービスを利用してきた。2025年度8月からも同等のサービスを継続して利用することを目的とする。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 本件の概要

(1) 名称

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

(2) 契約期間

2025 年 8 月 1 日（金）より 2026 年 7 月 31 日（金）

(3) 概要

現在、機構は動画コミュニケーション活動を迅速かつ効果的に展開することを可能にする「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス」を利用している。サービスの主な仕様は以下のとおり。

- 契約期間中の利用料金を固定し、契約変更を伴うことなく機構役職員を対象として以下①～⑭の利用を可能にするユーザーライセンスを上限を設けずに発行する（最大 3 名までは同時接続ができるものとする）：

- ① 動画制作用テンプレートの提供
- ② 動画制作用の著作権フリー素材（映像・画像・音声・BGM その他の動画素材）の提供
- ③ 素材加工機能の提供
- ④ シーン単位での動画編集機能の提供
- ⑤ 複数の書体提供
- ⑥ 月間取り込みページ数を無制限としたパワーポイント取り込み機能の提供
- ⑦ 画面収録機能の提供
- ⑧ 日本語、英語（アメリカ・イギリス・オーストラリア・インド英語対応）、韓国語、標準中国語の AI ナレーション機能の提供
- ⑨ 日本語音声データの AI 自動テロップ生成機能の提供
- ⑩ 日本語テロップデータの AI 自動テロップ翻訳機能（英語、韓国語、簡体字中国語）の提供
- ⑪ 動画共有機能の提供
- ⑫ ストレージの提供
- ⑬ セキュリティ機能としてのフォルダへのパスワードロック機能の提供
- ⑭ 動画編集におけるフォーマット対応

- 管理者によるアカウントの操作権限の設定機能を提供する：
アカウント管理者が必要に応じて一般ユーザーのデータおよび動画編集・共有機能へのアクセス・利用権限について設定できること。
- 動画生成・編集の利用にあたって、利用者がストレスなく基盤を利活用できるようなコンサルティングによるサポートサービスおよび各種ノウハウを提供すること（必要に応じて対面での対応を含む）。

本サービスの具体的な内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和 7・8・9 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。また、資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務執行体制に関する要件
別紙「仕様書 9および10」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

戦略コミュニケーション部 戦略コミュニケーション室 担当：馬場、藤川

電話番号：03-5978-7503

E-mail: spd-pr-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1.本件の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、(1)担当部署宛に提出前にE-mail又は直接訪問にて上記に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

なお、直接訪問する場合は、事前に(1)担当部署宛に電子メールで来訪予定を連絡してください。連絡なしで来訪される場合は対応できない場合があります。

期限：2025年7月4日（金）17時00分

場所：「3.手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1.本件の概要」及び別紙「仕様書」に記載のサービス業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。
- (6) 本件公告は、本件に係る政府予算案の決定（成立）がなされない場合には、取り止める可能性があることに留意すること。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

提出者 氏

住所

団体名

代表者役職氏名

印

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」の調達に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏 名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要（2/2）

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒				
	所属・氏名	TEL :			
		FAX :			
		E-mail :			
業 績		期	前々期（確定） / ~ /	前 期（確定） / ~ /	今 期（見込み） / ~ /
	項目				
	売上高		百万円	百万円	百万円
	営業利益		百万円	百万円	百万円
	経常利益		百万円	百万円	百万円
	資本勘定		百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益		百万円	百万円	百万円
	借入残高（社債、割手含む）		百万円	百万円	百万円
	定期預金残高		百万円	百万円	百万円
主 要 取 引 先 と そ の 売 上 高	主要取引先			直近決算時点における売上高	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
				百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		有・無

事業内容（仕様書）

1. 件名

「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」

2. 案件概要

独立行政法人情報処理推進機構（以後、「機構」とする）職員が外部動画制作・編集業者への委託によらず、内製による動画生成・編集・活用を可能とするための基盤を構築し、さらにその基盤の利用を前提に、機構における広報・マーケティング・採用および役職員向けの動画コミュニケーションを継続して効果的に行うための支援サービスの提供を受けるにあたり、その内容を以下に定める。

なお機構での活用にあたり、動画の素材及び生成・編集物は「要機密情報」に相当しない機密性 1^{※1}に分類されるものであること、および提供される素材は機構が利用するにあたり著作権侵害とならないことが担保されていることを前提とし、動画生成・編集・活用を可能とするための基盤は、「要保護情報の取り扱いがない」情報システム分類基準^{※2}において情報システム重要度「低」に位置づけられるものとする。

※1 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 5 年度版）」p3.の定義による
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr5.pdf>

※2 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 5 年度版）」p235 の定義による
<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/guider6.pdf>

3. 目的

機構がミッションとして掲げる「デジタルで豊かな社会に」を実現すべく、外部の知見も活用しながら、デジタル媒体を通じての動画による機構内外のステークホルダーに対するメッセージ発信・アクション訴求をより迅速かつ効果的に行う。

4. 背景

1 分間の動画には、文字量にして 180 万語分、Web ページ 3,600 ページ分の情報が含まれると言われている^{※3}。さらに動画は、静止画像や文章にくらべてより直接的に五感に訴え、詳細に情報を伝える高い訴求力を持つ。こうした「動画ならではの」価値が注目され、今や動画は SNS での個人による発信・拡散だけでなく、企業の情報発信に欠かせない媒体として活用されるようになっている^{※4}が、その一方で、コーポレートコンテンツとしての品質を担保しつつ、迅速かつ効率的に動画生成・編集を行うための環境や体制づくりが課題となる。

今回上記の潮流を鑑みて、機構として内製動画を活用してより効果的・効率的に広報・マーケティング・採用を目的とした外部への情報発信、および機構内部での情報伝達・共有を行うことを可能にする環境・体制を整備すべく、「ある程度の費用と時間をかけて外注すべき」と判断された長尺動画を除き、外注によらない動画生成・編集・活用を誰でもデジタルかつアジャイルに行うための基盤を継続的に運用することを目指している。

※3 James L. McQuivey, PhD. Forrester Research. *How Video Will Take Over the World*.
<https://www.forrester.com/report/how-video-will-take-over-the-world/RES44199>（有料レポート）

※4 「2022 年に実施された動画配信について企画または運営する立場」と回答した、全国 20～59 歳男女会社員（経営者・役員を除く）を対象に 2023 年 3 月に実施したインターネット調査（回答者数 1,083 名）など

5. サービス利用者

業務として機構における広報・マーケティング・採用などの目的で動画を制作・公開する者、またはその他業務により役職員向けの動画コミュニケーションを行う者を対象とする。利用者数に上限は設けず、最低 3 名の同時接続を想定する。

6. 基本方針

機構の動画コミュニケーション活動を迅速かつ効果的に展開することを可能にするサービスとして、以下の 2 点を仕様にて定め、サービスを提供する業者（以後、請負者という）への基本的な要求事項とする。

(1) 請負者は、サービス利用者となる機構役職員がインターネット回線を通じて利用する前提で、機構の VDI 環境内で標準的なスペックの PC 端末（詳細は後述の 8.(1)を参照のこと）での動作が保証された mp4 フォーマットでの動画生成・編集・活用機能を提供する専用ウェブサイト上でクラウド型 SaaS サービス（以後、「動画生成・編集・活用基盤」とする）を提供する。操作にあたっては専門的な動画制作の知識・経験は不要とし、パワーポイントスライドを問題なく作成できる程度のコンピューターリテラシーがあれば問題なく利用できるものであること。

- 専用ウェブサイトのウェブサーバおよびウェブサイトの保守・障害対応・稼働担保は請負者が行うものとする。また、専用ウェブサイトは以下のガイドラインに準拠または同等の水準を満たしていることとする：「安全なウェブサイトの作り方」(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>)
- クラウドサービスの可用性・信頼性・拡張性、サポート対応、データ管理、その他セキュリティ要件の適切な実装については、請負者のクラウドサービス定型約款または Service Level Agreement (SLA) により明文化されていることとする。
- なお、生成・編集動画の配信業務機能および配信先となる外部の既存・潜在ユーザーの個人情報取得・保存・管理を前提に行う機能（マーケティングオートメーション機能）は今回の要件としない。

(2) 請負者は、クラウド型 SaaS サービス提供に加えて、実際に利用者がサービスを利用する際に基本の機能や操作を迅速に理解し、ストレスなく利用するためのユーザーサポートサービスを提供し、また機構の役職員による動画生成・編集・活用がもっとも効果的に行われるよう、動画生成・編集・活用基盤の機能性と過去のサービス提供を通じて自身に蓄積した知見・経験に基づき、機構における動画活用支援のためのコンサルティングサービスを提供する。ユーザーサポートおよびコンサルティングとして期待する内容については 7.(2)で後述する。

7. 業務内容

(1) 動画生成・編集・活用基盤として、クラウド型 SaaS サービスにて以下の機能を提供する（順不同）。

- 契約期間中の利用料金を固定し、契約変更を伴うことなく機構役職員を対象とした以下①～④の利用を可能にするユーザーライセンスを上限を設けず発行する（最大 3 名までは同時接続ができるものとする）：
 - ① 動画制作用テンプレートの提供
素材やコピーの差し替えで簡単に映像が生成可能な用途別の動画テンプレートを提供すること。
フリーフォーマットでの動画生成・編集が可能であること。

- ② 動画制作用の著作権フリー素材（映像・画像・音声・BGM その他の動画素材）の提供
請負者の責任において提供される素材が著作権を侵害する恐れがないものであることを担保したうえで、動画生成・編集に必要な著作権フリー素材を提供すること。また、映像・画像素材は 2,400 万点以上、音声・BGM は 2,000 曲以上の提供が可能であること。
- ③ 素材加工機能の提供
動画・静止画素材のサイズ変更、画像クロップ・トリミングが自由にできること。また、動画素材を分割して必要な部分のみ使用でき、動画素材の速度変更、明度・色調補正が可能なこと。
- ④ シーン単位での動画編集機能の提供
シーン単位で 0.1 秒単位での編集・秒数調整が可能であること。また、複数のシーントランジション機能が利用可能であること。
- ⑤ モリサワフォントを含む複数（800 種類以上が望ましい）の書体提供
テロップ用にユニバーサルデザイン（UD）フォントを含む、日英語に対応したモリサワフォントを含む複数の書体を提供していること。
- ⑥ 月間取り込みページを無制限としたパワーポイント取り込み機能の提供
PPTX 形式のパワーポイントデータを取り込み、スライド内のテキストや画像などを一括で動画のシーンとして入稿できること。また、入稿したパワーポイントデータを画面上で再編集できること。また、パワーポイントデータの月間取り込みページ数が無制限であること。
- ⑦ 画面収録機能の提供
PC のモニター上の操作や表示される内容を画面録画し、そのまま素材として編集できること。
- ⑧ AI ナレーション機能の提供
テキストデータから音声合成によるナレーションを自動的に生成し、話速・声質・トーン・抑揚などの設定・調整が可能であり、提供される AI ナレーションの生成サービスの中に月間生成回数が無制限のものも用意されていること。また日本語・英語（アメリカ・イギリス・オーストラリア・インド英語対応）、韓国語、標準中国語に対応していること。
- ⑨ AI 自動テロップ機能の提供
日本語の動画の音声データを解析して自動でテロップとして画面に配置できること。また、生成したテロップを編集できること。
- ⑩ AI 自動テロップ翻訳機能の提供
動画の日本語テロップデータを自動で外国語に変換できること。なお英語、韓国語、簡体字中国語への変換を必須とする。
- ⑪ 動画共有機能の提供
動画生成・編集・活用基盤上で生成・編集した動画をダウンロードして機構のローカルシステムに保存し、利用できること。また、作業完了後の動画を共有するための URL や埋め込み HTML タグの発行が可能であること。
- ⑫ ストレージの提供
生成・編集した動画をサービス利用契約期間内において容量無制限・無期限でクラウド上に保存できること。

- ⑬ セキュリティ機能としてのフォルダへのパスワードロック機能
ユーザー間でファイルを非公開にする設定が可能であること。
- ⑭ 動画編集におけるフォーマット対応
Windows 環境での標準的な動画フォーマットである mp4 形式ファイルでの出力が可能なこと。動画素材としては、mp4 および mov のいずれもサポートし、素材としてシステム上にアップロード可能であること。
- 管理者によるアカウントの操作権限の設定機能を提供する：
アカウント管理者が、必要に応じて一般ユーザーのデータおよび動画編集・共有機能へのアクセス・利用権限について設定・変更できること。

(2) 機構における動画内製化体制の立ち上げ、動画制作・活用の定着と成果向上の取り組みを支援するためのユーザーサポートおよびコンサルテーションサービスを提供する

請負者は、機構による動画生成・編集・活用基盤の構築および利用にあたって、その円滑な実装および運用を可能にすべく、マニュアル、チュートリアル、ヘルプデスクその他任意の形態にて利用者がストレスなく基盤を活用できるようなサポートサービスを提供すること。また、生成・編集した動画の効果的な活用も含めた具体的なユーザー支援およびコンサルテーションサービスを提供すること。
上記支援サービスは、必要に応じサービス内容・機能・実装および活用事例について十分な経験・知識を有する担当者により対面でも提供可能であること。

8. システム要件

(1) 動作環境

動画の生成・編集・活用にはウェブブラウザを使用し、専用アプリケーションのインストールを必要としないこと。OS は Windows 10 以降、ウェブブラウザは Microsoft Edge または Google Chrome の最新バージョンとする。その他、以下スペック端末での利用が可能であること。

システムの種類	64 ビット オペレーティングシステム、x64 ベースプロセッサ
CPU	Intel 第 12 世代 Core i5
GPU	Intel iRIS Xe グラフィックス
メモリ	16GB (デュアルチャンネル)
ストレージ	SSD M.2 NVMe 512GB (PCIe 規格データ転送速度 64Gb/s)
実装 RAM	12.0 GB
ペンおよびタッチ入力	利用なし

(2) セキュリティ対策要件

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 5 年度版）」7.1.1.~7.1.3.に準拠し、以下の対応が可能であること。

- ① 主体認証機能の提供として、サービス利用者の認証について、英大文字、小文字、数字、記号のうち 3 種類以上を含めた 10 桁以上のパスワード設定ができること。
- ② IP アドレスによる管理画面へのアクセス制限ができること。

- ③ 秘密情報を扱う前提ではないが、請負者の情報セキュリティマネジメント体制を担保するものとして、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）などの認定を受けていることが望ましい。

(3) 稼働条件

本業務実施にあたり、以下の条件を満たすこと。

- ① サービス提供時間：24 時間 365 日（計画停止/保守を除く）
- ② 月間サービス稼働率：98%以上
- ③ 障害時復旧時間：原則 24 時間以内

9. 実施体制等

- (1) 業務進行において機構との連絡、調整に当たる専任の担当を置くこと。また、動画生成・編集・活用基盤に関する問い合わせをメール、チャットなどで平日 10:00～17:00 に受け付ける窓口を提供すること（専任の担当が兼ねることも可）。
- (2) 本業務に従事する主たる責任者、作業者は、提案する各業務に関する従事実績が豊富であること。
- (3) 実施体制及び役割分担を具体的に示すこと。
- (4) 業務に当たる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制をあらかじめ整えること。

10. 請負者の情報管理体制及び情報セキュリティに関する事項

(1) 情報管理体制

- ① 請負者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。
（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

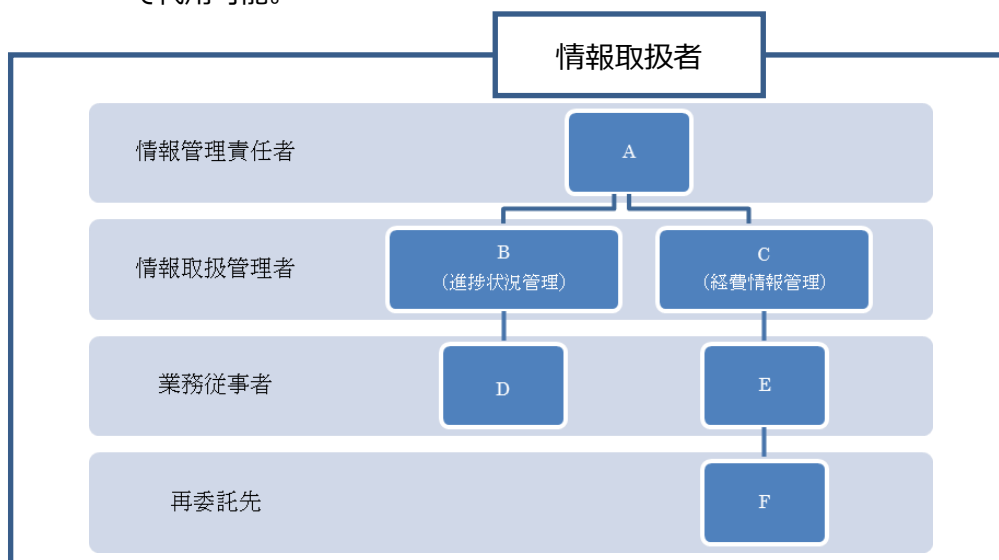
契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、機構が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、機構担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め機構へ届出を行い、同意を得なければならない。
- ④ 機構から提供した資料又は機構が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

- ⑤ 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）の資料を提出すること。

※情報管理体制図に記載すべき事項

- 本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱うすべての者。（再請負先も含む。）
- 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- 情報管理規則等を有している場合で下記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。



※情報取扱者名簿に記載すべき事項等

- 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 d.
情報管理責任者 a.	A						
情報取扱管理者 b.	B						
	C						
業務従事者 c.	D						
	E						
再委託先	F						

※ 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても機構担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

(2) 情報セキュリティに関する事項

- ① 本事業の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他に当機構に許可なく利用しないこと。但し、本事業の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- ② 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が秘密情報であると指定するものについては、それが第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- ③ 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、事業開始前に書面にて説明すること。
- ④ 資本関係・役員等の情報、請負事業の実施場所、請負事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ⑤ 本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本事業の機構側担当者に速やかに連絡すること。本事業に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合でも事業実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
- ⑥ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が秘密情報であると指定するものについての受け渡しは、直接、機構担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
- ⑦ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が別途秘密情報であると指定するものについては、本事業終了後、当機構との間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を③に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
- ⑧ 情報セキュリティ対策の履行状況について、機構が必要と判断し説明を求めた場合には、随時書面にて説明すること。
- ⑨ 本事業の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について機構と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- ⑩ 本事業の一部を別の事業者にも再請負する場合は、再請負先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再請負先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。
- ⑪ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、当機構が秘密情報であると指定するものを保管する際や当機構との間で秘密情報の受け渡しする際にクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

11. 納入条件

(1) 納入物件

- ① 契約時に機構にて「利用者（ユーザー）」と定められた職員の人数分発行された ID・パスワード
- ② 初期設定作業が終了し、サービスの利用が可能となった状態の動画生成・編集・活用基盤について、機構が有する利用ライセンス情報が確認できる書面
- ③ 機構における動画制作・活用の定着と成果向上の取り組み施策の結果報告書（施策実践と結果報告の時期については機構と協議）

※成果物は Microsoft Office 互換形式、もしくは PDF 形式、Illustrator 形式で納入が原則となっているが、上記の形式によらない場合は機構と協議の上、適当な媒体で納入すること。

(2) 納入先

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構 戦略コミュニケーション室 担当：馬場・藤川

(3) 納入期限

契約後、2 営業日以内に(1)①を納品すること。また、(1)②および③については機構と協議のうえ、納品すること。

(4) 検収条件

本仕様書において要求する事項をすべて満たしているものであること。

(参考)

契約書

2025 情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス等業務」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「ビジネス用動画生成・編集および活用支援サービス業務」（以下「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。

2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

第 2 条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第 3 条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第 4 条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとし、11. (1)の納入をもって、請負業務の開始とする。

（契約金額）

第 5 条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

第 6 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況

等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第 8 条 甲は、納入物件の納入を受けた日から 30 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって開始されるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第 9 条 甲は、請負業務完了の日から 1 年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第 1 項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第 1 項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第 1 項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第 10 条 甲は、請負業務の開始後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号))に

よって、遅延利息を支払うものとする。

3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

第 11 条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
- 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分

について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の

全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」とおりとする。

11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 3 項の規定による請負業務開始の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第 18 条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3 第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第 19 条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。

3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 20 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 21 条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一 独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書

二 独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書

三 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

2025年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(別 添)

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第 1 条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第 2 条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第 3 条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第 4 条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第 5 条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第 6 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第 7 条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

（再請負）

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上